

**ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長と一部地域の警戒レベルの変更等)**

2021年3月22日
在ギリシャ日本国大使館

3月20日、ギリシャ政府は、国内制限措置を延長するとともに、一部の地域の警戒レベルを変更しましたので、お知らせします。

本件措置の有効期間は、3月20日午前6時から3月29日午前6時までとなっております。

なお、今回の発表によれば、ギリシャ全土で次のア～オの制限措置が緩和されました。

- ア 夜間の外出禁止は午後9時から翌午前5時まで
- イ 理髪店、美容院、エステ等は営業許可
- ウ 屋外遺跡は条件付きで営業許可
- エ 屋外スポーツ施設、公園、児童公園等は条件付きで使用許可
- オ 釣りの許可

ただし、外出理由に伴う制限は解除されていませんのでご注意ください。外出時のSMS等での申告種別ごとでは、以下のとおりとなります。

- ・外出申告番号「2番」(買い物): 2km 圏内または同一市内の移動に限る。
 - ・外出申告「6番」(運動、公園、遺跡、釣り): 自転車か徒歩のみの移動に限る。
- なお、美容院等については予約証明があれば、1回あたり3時間まで、市街または2 km 圏外への外出が可能とのことです(選択すべき外出申告番号は「6番」との政府発表がありますが、官報には記載はありません)。

■各警戒レベルとその対象地域(3月20日時点)

(1)レベルB(警戒レベル)

下記レベルC以外の全地域

- (2)レベルC(危険レベル)アッティカ県、エトロアカルナニア郡、アハイア郡、ビオティア郡、エヴィア郡(スキロス市を除く)、フシオティダ郡、エヴリタニア郡、アルゴリダ郡、アルカディア郡、コリンシア郡、セスプロティア郡、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、イラクリオ郡、レスボス郡、カリムノス市、ヒオス市、レシムノ郡アノヤ市、イオアニナ市、メツォボ市、カテリニ市、スキアソス市、
(今回新たにレベルCとなった地域)

ザキントス郡、ミコノス郡、レロス市、セレス郡アンフィポリ市、カルディツツァ市、カストリア市、カストリア郡オレスティダ市、コザニ郡ボイオス市ガラティニ村

■「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210322_kokunai.pdf

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210322_gaishutsu.pdf

在ギリシャ日本国大使館 領事部

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910,9911 FAX : 210-670-9981

Homepage : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp (領事部専用)